

2 医安第911号
令和2年12月18日

関係団体の長様

愛知県保健医療局長
(公 印 省 略)

営業時間短縮・休業の要請のエリア拡大及び期間延長について（通知）

営業時間の短縮・休業については、11月29日（日）から20日間、名古屋市の栄・錦地区にエリアを限定して要請しているところですが、新型コロナウイルス感染症第3波の感染状況等から、別紙のとおり対象エリアを拡大し、要請期間を延長します。

つきましては、貴団体員への周知に御配慮いただくとともに、引き続き、感染防止対策に御協力をよろしくお願い申し上げます。

<県WEBページ掲載箇所>

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

担 当 生活衛生部医薬安全課

薬事グループ

毒劇物・麻薬・血液グループ

監視グループ

生産グループ

電 話 052-954-6303 (タ`ヤルイン)

052-954-6305 (タ`ヤルイン)

052-954-6344 (タ`ヤルイン)

052-954-6304 (タ`ヤルイン)

電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp